

## 教区制施行条規

(一九九一年六月二十九日)  
達令公示第二十五号)

改正 二〇〇五・六・二八達令公示五

(趣旨)

第一条 この達令は、教区制(以下「条例」という。)の施行に必要な事項について定める。

(備付帳簿及び書類)

第二条 教務所には次の帳簿及び書類を備付けなければならない。  
い。

- 一 寺院、教会及び僧籍台帳
- 二 組長及び諸議員名簿
- 三 総代名簿
- 四 教区及び組門徒会員名簿
- 五 諸施設台帳
- 六 各寺院教会別門徒数台帳
- 七 門徒資格者台帳
- 八 管内図

(第七編) 教区制施行条規

九 諸会記録

十 学事調査簿

十一 他宗教派状態調査簿

十二 事務諸帳簿

十三 会計諸帳簿

(事務統計)

第三条 教務所長は、年間の事務統計を作成し、翌年三月末日迄に報告しなければならない。

(教務員)

第四条 条例第一条第八号及び第九号の事務を行うため、必要により教務員を置くことができる。

(教区の区域)

第五条 教区の区域は、当分の間従前のとおりとする。

(制限)

第六条 条例第十九条の組長議員には、組長事務取扱を含まない。  
い。

(定数の異動)

第七条 条例第二十条又は第四十四条第一項の規定によつて、教区会議員又は教区会参事会員の定数に異動を生じたときは、総選挙を行う場合でなければ、これを増減することができな

一一六ノ七

い。

(議員の資格)

第八条 教区会において議員の資格に異議を生じたときは、教区区議員はその資格が決定するまでは、教区会での議席を失わない。

(秘密会)

第九条 条例第三十四条第二項の規定により秘密会とする場合は、討論を用いないで、その可否を決しなければならない。

(欠席の届出)

第十条 教区区議員は、会議に欠席するときは、その理由を具して、議長に届出なければならない。

(議長代行)

第十一条 議長及び副議長が定まるまで、又は仮議長の選挙を行う場合は、教務所長又はその命をうけた教務所員が議長の職務を行う。

(手当)

第十二条 議長、副議長及び議員は、名誉職とし、教区会の決議によって、相当の手当を受けることができる。

(会議停止中の会期満了)

第十三条 条例第三十五条により会議の停止中に会期が満了し

た場合は、更に期日を定めて教区会を招集しなければならない。

(懲戒)

第十四条 条例第三十六条第二項の懲戒は、次のとおりとする。

- 一 議場で陳謝させること。
- 二 議場で譴責すること。
- 三 一定の期間出席を停止すること。

(欠員の補充)

第十五条 選出参事会員に欠員を生じたときは、補充員の中から、予め定めた順位により、これを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(準用規定)

第十五条の二 第八条から第十四条までの規定は、教区門徒会に、第十五条の規定は、教区門徒会常任委員に、それぞれこれを準用する。

(教務所長の専決)

第十六条 教区会又は教区会参事会が招集に应ぜず又は不成立のときは、その権限に属する事項について、教務所長は、宗務総長の指揮を受けて専決することができる。

(運営細則)

第十七条 教務所長は、必要と認めるときは、運営細則を定め、条例第九条に規定する教区会と教区門徒会とを合同して開催することができる。

2 前項の運営細則は、教務所長が、あらかじめ教区会及び教区門徒会の同意を得さらに宗務総長の承認を得て、これを制定するものとする。

(教区会議員及び教区門徒会員の兼務の禁止)

第十八条 教区会議員及び教区門徒会員は、監事を兼ねることができない。

(任期に関する特例)

第十九条 監事は、条例第六十八条第一項に定める任期が満了した後であっても、後任の監事が就任するまで、なおその職務を行う。

#### 附 則

- 1 この達令は、一九九一年七月一日から施行する。
- 2 一九九一年六月三十日現在、教務員であった者は、この達令による教務員とみなす。
- 3 一九九一年六月三十日現在、宗務総長の承認を得て施行していた運営細則は、この達令による運営細則とみなす。

附 則 (二〇〇五年六月二八日達令公示第五号)

この達令は、二〇〇五年七月一日から施行する。